

令和7年度創業支援少人数交流会事業業務 企画提案競技実施要領

1 趣旨

本業務を委託する者の選定について、企画提案競技形式によることとし、所要の実施要領を定めるものである。

2 業務の内容

別紙仕様書のとおり

3 委託金額の上限額

金1,758,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
（支払時期は成果品の内容を確認した後となる。）

4 企画提案競技の内容

(1) 選定方法等

企画提案競技に参加しようとする者は、下記(3)に掲げる書類を県に提出する。

審査は、提出された書類及び必要に応じて実施するプレゼンテーションの内容に基づいて行い、審査会で最も優れた提案を行ったと認める者を委託先候補として選定する。

(2) 公募条件（参加資格）

国内に本社事務所を有する事業者であり、かつ以下のいずれにも該当しない者であること。

- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当する者
- ・会社更生法（平成14年法律第154条）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく手続を行っている者
- ・暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員の統制の下にある者
- ・法人税、消費税及び地方消費税等を滞納している者

(3) 提出書類

① 参加表明書（様式1）

② 会社概要（関連業務実績、国や地方自治体等公的機関からの受託実績、組織体制、直近の財務諸表等）

③ 企画提案書（A4版）

実施方針、実施手法、実施計画、業務推進体制・スタッフ紹介、その他提案事項 等

④ 経費見積書

積算根拠が明確になるよう具体的に記載することとし、委託金額の上限額以内の金額とする。

(4) 提出方法

上記(3)に掲げる提出書類各5部（参加表明書は1部、電子メールによる提出可。提案書は正本1部、副本4部）を郵送又は持参で提出すること。

なお、提案書類は返却しない。

(5) 提出期限

参加表明書 令和7年5月20日（火） 17:00必着

参加表明書以外の書類 令和7年6月 3日（火） 17:00必着

(6) 提出先・問い合わせ先

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1-1

青森県 経済産業部企業立地・創出課 創業・起業支援グループ 小笠原

※ 本事業に対する問い合わせ対応時間：土日祝日を除く下記の時間。

（8：30～12：00 13：00～17：15）

TEL：017-734-9374

MAIL：ritchi@pref.aomori.lg.jp

(7) 質問の受付及び回答

① 受付期限 令和7年5月20日（火）17:00必着

② 受付場所 (6)に同じ

③ 提出様式 質問票（様式2）を用いることとする。

④ 提出方法 電子メールにより行うこと。

⑤ 回 答 令和7年5月23日（金）までに、参加表明書提出者に電子メールにより回答する。

⑥ その他 受付期間以外の質問については、回答しない。

5 企画案の審査方法

企画提案された内容について書類審査を実施する。なお、プレゼンテーションは必要に応じて実施することとし、実施する場合は別途連絡する。

審査対象は事前に提出された書類についてのみとし、追加書類の提出は認めない。

6 企画案の審査内容

審査会では、次の観点から総合的に評価し、委託先候補1者を選定する。

① 遂行能力

- ・実績、ノウハウ、ネットワーク等の保有
- ・青森県の地域特性及び産業特性に対する理解
- ・実施内容に応じた人員配置、体制の整備
- ・経営基盤、管理体制 等

② 実施内容

- ・実施方針、実施方法の的確性、具体性、妥当性
- ・実現可能性、実現に向けた道筋 等

③ 経費の見積内容

- ・経費、積算の妥当性 等

④ その他

- ・積極性、独自の創意工夫 等

7 審査結果の通知

審査終了後、速やかに提案者に通知する。

なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

8 その他

本企画提案競技への参加に要する経費については提案者が負担する。